

伊豆ハイツゴルフ倶楽部利用約款

社団法人静岡県ゴルフ協会会員
伊豆ハイツゴルフ倶楽部
伊豆ハイツゴルフクラブ&レジデンス株式会社

(利用約款の制定と適用範囲)

第1条 当ゴルフ場でプレーする方(会員、非会員を問わない。以下「利用者」という)の施設利用契約の内容は、本約款の定めに従っていただきます。但し、会員の方は会員規約と本約款に矛盾が生じた時には会員規約が優先して適用されます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場の施設を利用される方は、フロントにおいて、本利用約款及び其の他注意事項を確認の上、所定の用紙の書名欄にサインをして下さい。これにより当ゴルフ場は、署名者の施設利用をお引き受けする事とします。
署名者のサインは「利用約款」及び其の他注意事項を確認されたものと見なします。

(施設利用及び施設利用継続の拒絶)

第3条 当ゴルフ場は、次の場合には、施設の利用並びに、利用の継続を、お断りすることがあります。

- 1: 満員の為にスタート時間が確保できないとき。
- 2: 天災その他やむを得ない事情によりクローズし、またプレーを継続することが不可能と判断されるとき。
- 3: 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合、または、倶楽部にてなすおそれあると倶楽部が判断したとき。
- 4: 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
- 5: ルール、マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- 6: 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- 7: その他利用約款に違反した場合、並びに、当ゴルフ場の施設を利用させることが好ましくない事由があると倶楽部が判断したとき。

(暴力団等の入場、利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、いわゆる暴力団と称される組織、暴力団の構成員と認められる者の施設への入場、並びに利用をお断りします。(刺青の有無、暴力団の新旧を問いません) 予約後、契約後等如何を問わず、その予約、契約を無効とし、施設の利用開始後に認知したときには、ただちに退場していただきます。

(金銭その他の貴重品)

第5条 セキュリティボックスの利用、又はフロントデスクを利用して下さい。
万一、盗難や紛失等の事故があっても、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(携帯品、自動車等)

第6条 携帯品や場所を提供している駐車場での自動車の盗難、事故、損害等については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第7条 ロッカーの鍵は、当ゴルフ場ではお預かりしません。ロッカー内での諸物品に事故が発生した場合は、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(宅急便の取り扱い)

第8条 宅急便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズ等々のお取次ぎはしますが、物品等に付いての紛失、損害等の責任は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(危険防止責任とエチケット、マナーの厳守)

第9条 ゴルフは時には大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り自己責任でプレーしていただきます。

(飛距離の確認)

第10条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないよう打球してください。

(打者の前に出ない事)

第11条 同伴者は、打者の前方へ絶対に出ないで下さい。打者の前方に出た結果の事故、その他、プレーヤー同士の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決して下さい。当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(カート安全走行の義務)

第12条 カートはプレーヤーの自己責任で運転して下さい。運転ミス等による一切の事故等に関しましては、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。走行中はハンドル、又は手すりを持って乗車して下さい。リモコン操作は運転免許証所持の方限定として下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第13条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向に付いて適切に判断し慎重に打球して下さい。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーが先行権を有しますので、合図をして了解を求めてから邪魔にならないように打球して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第14条 ホール・アウトした場合は、ただちにグリーンを去り、後続組の打球に対して、安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷鳴があった場合)

第15条 雷鳴があって落電のおそれがあると認められる場合は、直ちにプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第16条 コース内やクラブハウス内の火気使用は禁止、走行中のくわエタバコ、所定場所以外の喫煙は厳禁します。マッチの燃え殻、タバコの吸殻は必ずよく火を消して灰皿にお入れください。

(違背の場合の責任)

第17条 利用者がこの利用約款に違反して、第3者に損害等の事故を発生させた場合又は、自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(クラブ等の確認)

第18条 利用者はプレーを終了した場合は、自分のクラブを点検し相違なきか慎重に確認して下さい。クラブ、バッグ等をお渡しした後のクラブ等の不足、瑕疵等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いませんので、ゴルフ場退場の際ご確認願います。

(施設に損害を与えた場合の責任)

第21条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

(施設への持込品)

第20条 施設内への下記のものを持ち込むことを禁止します。

- 1：如何なる種類のペット類
- 2：著しく悪臭を放つもの
- 3：銃器、刀剣等
- 4：火薬、発揮性油等、発火、爆発のおそれがあるもの
- 5：騒音を発するもの

(行為の禁止)

第21条 施設内での下記の行為は禁止します。

- 1：物品販売、宣伝広告等の行為
- 2：利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）
- 3：その他、他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為
- 4：風紀をみだす行為

(非会員の債務の保証)

第22条 会員が同伴者または、紹介した利用者（非会員）が、ゴルフ場に対して負担するゴルフ利用時に伴う一切の責務及びその利用者が、ゴルフ場に与えた損害の支払責務については、会員は同伴者、利用者の債務の履行につき同伴者、及び利用者と連帯して保証していただきます。

(非会員への周知依頼)

第23条 会員は会員同伴者又は、紹介した利用者（非会員）に対し、本利用約款の存在及其その内容を知らせる事にご協力願います。

(信義則)

第24条 その他会員規約、本利用約款、又それらの補足規約、約款等に定めがない事項は、ゴルフプレーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決されるものとしませす。

付 則 本利用約款は平成26年9月1日から施行する。